

保険料等充当交付金の終了について

平成 20年 1 月

保険料等充当交付金の終了について

1. 保険料等充当交付金の概要

平成13年に成立した自動車損害賠償保障法等の一部改正法において、平成13年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益の20分の11（約1兆700億円）についてユーザーに還元することとし、平成14年度から平成19年度までの6年間の保険契約に係る保険料の一部を、保険料等充当交付金として交付し、ユーザー負担額の引き下げを行うこととされた。

2. 交付状況

保険料等充当交付金については、「当初3年間は厚めに交付し、従来のユーザー負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止する」との方針のもと、平成16年度までは平成13年度以前と同一のユーザー負担額を維持し、その後3年間は段階的に交付金額の引き下げを行ったところである。

なお、最終年度である平成19年度第4四半期の契約に係る保険料等充当交付金は、平成20年度第1四半期に交付され、これをもって、保険料等充当交付金の交付は終了する。

	交付金額	ユーザー負担額
平成14～16年度	5,840円	27,630円
平成17年度	1,950円	29,780円
平成18年度	1,050円	30,680円
平成19年度	900円	30,830円

（自家用乗用車24ヶ月契約（沖縄・離島除く）の例）

自賠責保険料の推移



※金額は自家用乗用24ヶ月契約(沖縄・離島除く)のケース
 ※平成20年度以降に認可保険料の変更がない場合

